

第80回 価格調査評価監視委員会 開催結果報告

このほど第80回価格調査評価監視委員会が開催されましたので、議事概要について報告いたします。本委員会は、当会における調査基準、調査実施状況、調査結果等の妥当性、透明性について外部有識者が評価、監視するものです。

【議事概要】

開催日時	2025年10月29日（14時27分～16時17分）
開催場所	一般財団法人 経済調査会 会議室
出席委員	川原淳、齊藤浩司、榎原涉、塩田克彦、寺沢剛（委員長）、渡部正（五十音順）
議題	<ol style="list-style-type: none">前回委員会議事録（案）の承認事例審議<ol style="list-style-type: none">自主調査：鉄筋挿入工（ロックボルト工）（東京）受託調査：白色カラーアスファルト合材（糸満市）

【議事要旨】

議題・質問	説明・答弁
1. 前回（第79回）委員会議事録（案）の承認	○事前に配付した議事録（案）について確認、承認された。
2. 事例審議	
(1) 自主調査「土木施工単価」秋号より、「鉄筋挿入工（ロックボルト工）」（東京）について審議。	○（説明）「鉄筋挿入工（ロックボルト工）」（東京）の概要を説明した後、調査結果総括表、調査情報票等に従って調査プロセス、調査結果等を説明。
○削孔長が短く施工箇所数が多い現場では手間が多くかかると思われる。掲載価格は、削孔長m当たりで一律となっているのはなぜか。	○通常は1つの現場のなかでも施工箇所毎に削孔長が異なる。今回条件（削孔長1m以上5m以下）では調査対象業者の回答は一律価格となっている。
○鉄筋挿入後の頭部処理であるナットやヘッドキャップの取り付け手間は、掲載価格に含んでいるのか。	○掲載価格に含んでいる。
○掲載価格は1年前と比べて約3%上昇しているが設計労務単価の上昇率よりも低いのか。	○低くなっている。このため、専門工事業者では労務費上昇を理由に価格引き上げ交渉を継続している。
○専門工事業者が元請となるケースもあるが、市場単価調査ではどの段階の取引を対象としているのか。	○総合建設業者と専門工事業者との取引価格を対象としている。

議題・質問	説明・答弁
○調査価格は最頻値であるが、調査対象業者毎に価格がどう分布しているかヒアリングしているのか。	○ヒアリングでは最頻値や価格幅を確認しているが、詳細な分布までは把握していない。
○東京以外の地区の価格はどのように決定しているのか。また、労務単価が異なる地区で掲載価格が同額となる要因はなにか。	○地区毎の専門工事業者にも確認のうえ、価格を決定している。歩掛積上方式とは異なり市場単価では実際の取引価格を調査しており、労務単価が異なる地区でも同一価格での取引を確認した場合は同額となる。
○調査票の回収率が低いのではないか。	○調査時期により回収率が変わるが、調査対象業者に電話するなど回収率を上げるよう努めている。
(2) 受託調査「白色カラーアスファルト合材」(糸満市)について審議。	○(説明)「白色カラーアスファルト合材」(糸満市)の特徴と受託業務の概要を説明した後、調査方法、回収データの状況、調査プロセス、調査結果等を説明。
○メーカー側が設定した販売価格が受け入れられているのはなぜか。	○特殊な原材料を使用していることや他種類のアスファルト合材の製造が出来なくなることから、メーカー側の交渉姿勢は強く、価格が受け入れられている。
○アスファルト合材の配合率はヒアリングで確認しているのか。また会社毎に異なるのか。	○ヒアリングにて確認しており、配合率は会社毎で異なる。
○選定した調査対象業者は、過去に実施した調査と同一であるか。	○同一の調査対象業者である。
○アスファルト合材も生コンクリート同様に地域性が高いとみられるが、共同販売を行っていないのか。	○協同組合による共同販売は中小企業に限定されている。アスファルト合材メーカーは大手が多いことから共同販売は実施されていない。
○書面調査の回答結果と聞き取りの回答結果が異なっているのはなぜか。	○販売希望価格と実勢価格との差と認識している。市場で実際に取引される価格は、書面調査のみでは得られないため、聞き取り調査を重要視している。
○調査対象業者として遠方のメーカーを選定していないが、適切に市場価格を把握できるのか。	○調査対象地区への納入可否を確認し調査対象業者を選定することで、適切に市場価格を把握するようにしている。
.....
次回委員会の確認	2026年4月下旬を予定

価格調査評価監視委員会規約

(目的)

第1条 一般財団法人経済調査会が実施する資材価格及び工事費（以下「資材価格等」という。）の調査について、その妥当性・透明性を高め、調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格調査評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 次の事項について、審議すること。
 - イ 資材価格等の調査基準
 - ロ 調査基準に基づく調査実施状況
 - ハ 資材価格等の調査結果
- 二 前号において、審議の対象とする資材価格等は、定期刊行物掲載価格に係る調査及び受託調査のうちから委員会が選定する。
- 三 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第3条 委員は、公正中立の立場で審議を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、代表理事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。また委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として年に3回開催する。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、第2条により審議の対象となった事項に関し、改善すべき事項があると認めたときは、代表理事に対し報告する。

- 2 前項の報告及びそれにもとづく改善措置は、その内容を公表する。
- 3 委員会の審議結果は、委員会開催後、国土交通省に報告するものとする。

(委員会の意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、一般財団法人経済調査会価格調査評価監視委員会事務局に置く。

附則

この規約は、平成15年10月29日から施行する。

この規約は、平成24年7月27日から改定施行する。

この規約は、平成28年4月20日から改定施行する。

この規約は、平成29年4月21日から改定施行する。

価格調査評価監視委員会委員名簿（五十音順）

川原 淳	(一財)公園財團 企画部長
齊藤 浩司	齊藤浩司公認会計士事務所 公認会計士
榎原 渉	(株)野村総合研究所 コンサルティング事業本部 パートナー
塩田 克彦	(公社)日本建築積算協会顧問
寺沢 剛	元会計検査院第5局長
渡部 正	日本大学大学院 生産工学研究科 非常勤講師 博士（工学）